

(一覽表2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：建設部都市環境課011-231-4111（内線29-561）

36

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定区分	備考	処分担当課
1	新住宅市街地開発法	第41条第1項	工事中止・工事変更命令、処分差止命令	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
2	新住宅市街地開発法	第48条第3項	都市計画事業認可の取消し	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
3	土地区画整理法	第76条第4項	違反建築物等の除却命令等	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
4	土地区画整理法	第78条第2項	建築物の移転又は除去費用の徴収	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
5	土地区画整理法	第102条第1項	仮清算金の徴収	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
6	土地区画整理法	第110条第1項	清算金の徴収、交付	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
7	土地区画整理法	第110条第4項	督促手数料及び延滞金の徴収	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
8	土地区画整理法	第117条の2第4項	換地を住宅先行建設区域内に定めるべき宅地の指定の取消し	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
9	土地区画整理法	第124条第1項	個人施行者の処分の取消し等	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
10	土地区画整理法	第124条第2項	個人施行者の施行認可の取消し	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
11	土地区画整理法	第125条第4項	組合の設立認可の取消し	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
12	都市開発資金の貸付けに関する法律	第2条第6項	貸付金の目的外使用、条件違反の場合の徴収	未設定 口		都市環境課 まちづくり 推進G
13	都市公園法	第10条第2項	都市公園の設置、管理、占用の許可の原状回復	設定		各建設管理部管理課
14	都市公園法	第13条	原因者への費用負担命令	未設定 口		各建設管理部管理課
15	都市公園法	第14条第2項	附帯工事原因者への費用負担命令	未設定 口		各建設管理部管理課
16	都市公園法	第27条第1項	法令違反者等への許可取消、措置命令等	未設定 口		各建設管理部管理課
17	都市公園法	第27条第2項	公益上の必要性等による許可取消、措置命令等	未設定 口		各建設管理部管理課
18	都市公園法	第27条第9項	工作物等の保管、除却等の措置費用の原因者への負担	未設定 口		各建設管理部管理課
19	都市公園法	第28条第4項	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令	未設定 口		各建設管理部管理課
20	都市公園法	第33条第4項	公園予定区域又は予定公園施設における原状回復等の措置の指示等	設定		各建設管理部管理課
21	北海道立都市公園条例	第6条の4第1項	利用の承認の取消し等 北海道立真駒内公園 北海道立野幌総合運動公園	設定		北海道体育文化協会
22	北海道立都市公園条例	第6条の4第1項	利用の承認の取消し等 （上記以外の公園）	未設定 イ		指定管理者 （別紙参照）
23	下水道法	第11条の3第3項	水洗便所への改造命令	未設定 ハ		札幌建設管理部管理課

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考	処分担当課
24	下水道法	第11条の3第4項	水洗便所への改造命令	未設定ハ		札幌建設管理部管理課
25	下水道法	第12条の5	特定施設の設置計画の廃止命令等	未設定イ		札幌建設管理部当別出張所
26	下水道法	第18条	施設損傷者への工事費用負担命令	未設定ハ		札幌建設管理部管理課
27	下水道法	第18条の2	汚濁原因者への費用負担命令	未設定ハ		札幌建設管理部管理課
28	下水道法	第19条	改築工事原因者への費用負担命令	未設定イ		札幌建設管理部管理課
29	下水道法	第25条の18	特定施設の設置計画の廃止命令等(流域下水道)	未設定イ		3 建設管理部管理課
30	下水道法	第25条の18	施設損傷者への工事費用負担命令(流域下水道)	未設定ハ		3 建設管理部管理課
31	下水道法	第25条の18	汚濁原因者への費用負担命令(流域下水道)	未設定ハ		3 建設管理部管理課
32	下水道法	第37条の2	下水の排除の停止命令等	未設定イ		4 下水道
33	下水道法	第38条第1項	利用の承認の取消し等	未設定イ		4 下水道
34	下水道法	第38条第2項	許可等の取消、工事中止命令等	未設定ハ		4 下水道
35	下水道法	第38条第6項	補償金の原因者に対する負担命令	未設定ハ		4 下水道
36	北海道公共下水道条例	第27条	占用許可の取消	未設定ハ		札幌建設管理部管理課

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法
根拠条項	第41条第1項
処分の概要	工事中止・工事変更命令、処分差止命令 (ただし、同法第45条第1項に定める民間施行者に対するもの)
法令の定め	第41条第1項 ・この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業である都市計画事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従っていない工事又は処分に対し、知事は中止、変更、差止その他必要な措置を命令できる。
処分基準	新住宅市街地開発事業の施行者は、原則として、地方公共団体等に限られている。 ただし、本法第45条第1項に定める要件を満たせば、民間法人が施行者になることができる。しかし、現在までに民間法人が施行者となった例はなく、また、今後も当面その予定はない。 このため処分基準の設定は、民間施行による新住宅市街地開発事業が想定される段階まで、保留する。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-566)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-566)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法
根拠条項	第48条第3項
処分の概要	都市計画事業認可の取消し (ただし、同法第45条第1項に定める民間施行者に対するもの)
法令の定め	第48条第3項 ・第41条第1項の命令に従わないとき、知事は都市計画事業の認可(都市計画法第59条第4項)を取り消すことができる。
処分基準	新住宅市街地開発事業の施行者は、原則として、地方公共団体等に限られている。 ただし、本法第45条第1項に定める要件を満たせば、民間法人が施行者になることができる。しかし、現在までに民間法人が施行者となった例はなく、また、今後も当面その予定はない。 このため処分基準の設定は、民間施行による新住宅市街地開発事業が想定される段階まで、保留する。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-566)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-566)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsaki_jyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第76条第4項
処分の概要	違反建築物等の除却命令等
法令の定め	
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-566)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-566)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第78条第2項
処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収
法令の定め	法第76条第4項～第5項、法第77条第1項～第2項、法第78条第2項、 法第78条第4項、 都計法第81条第1項、第3項 建築基準法第9条、 行政代執行法第5条、第6条
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-566)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-566)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第102条第1項
処分の概要	仮清算金の徴収
法令の定め	法第94条、法第98条第1項、法第100条第1項
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第110条第1項
処分の概要	清算金の徴収、交付
法令の定め	法第103条第4項、法第104条第8項、法第110条第2項～第3項、 法第111条、法第112条、令第61条
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第110条第4項
処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収
法令の定め	法第110条第3項～第4項、法第110条第6項、規第17条
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第117条の2第4項
処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し
法令の定め	法第6条第2項、法第54条、法第85条の2第1項及び第5項、 法第117条の2第1項
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第124条第1項
処分の概要	個人施行者の処分の取消し等
法令の定め	
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第124条第2項
処分の概要	個人施行者の施行認可の取消し
法令の定め	法第124条第1項及び第2項
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第125条第4項
処分の概要	組合の設立認可の取消し
法令の定め	法第125条第1項～第4項
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	都市開発資金の貸付けに関する法律
根拠条項	第2条第6項
処分の概要	貸付金の目的外使用、条件違反の場合の徴収
法令の定め	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第13条第1項
処分基準	設定しない (理由) 不利益処分の事例がなく、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれないため。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第10条第2項
処分の概要	都市公園の設置、管理、占用の許可の原状回復
法令の定め	公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。
処分基準	別紙
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

## 別紙

### 都市公園法の不利益処分に係る処分基準

北海道立都市公園（以下「公園」という。）において、都市公園法第5条第1項に規定する設置許可、管理許可及び都市公園法第6条の占用許可の期間が満了したとき又は廃止したときの、原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示の基準は、次のとおり。

なお、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設に係る準用についても、同様とする。

- 1 公園施設の設置、管理又は公園の占用を廃止するときは、許可を受けた者が当該許可期間の満了前に、北海道立都市公園条例施行規則第5条第2号に規定する別記第9号様式（「廃止届」）を公園管理者に提出しなければならない。

その場合、公園管理者は原状に回復するか、原状に回復することが不適當な場合かを判断し、許可を受けた者に廃止に必要な指示を与えることができる。

- 2 公園施設の設置、管理又は公園の占用の許可を受けた者が、公園管理者に廃止の意思表示を行わず、許可の内容又は条件に違反して管理を怠る状態が相当期間継続した場合は、公園管理者の判断により設置、管理又は占用を廃止したものとみなすことができる。

- 3 公園管理者は設置、管理又は占用の許可を受けた者の廃止の意志を知った場合は、許可又は許可の条件によって、公園の原状回復以外に公園の管理の適正を期するため必要な場合は、一定期間前に一定の義務の履行を通知により指示することができる。

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第13条
処分の概要	原因者への費用負担命令
法令の定め	公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じさせた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
処分基準	過去において、処分実績がないことから設定しない。
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第14条第2項
処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令
法令の定め	都市公園に関する工事が、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）のため必要となったものであるときは、他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。
処分基準	過去において、処分実績がないことから設定しない。
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>

法令名	都市公園法
根拠条項	第27条第1項、第2項
処分の概要	法令違反者等への許可取消、措置命令等 公益上の必要性等による許可取消、措置命令等
法令の定め	<p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p> <p>2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
処分基準	過去において、処分実績がないことから設定しない。
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第27条第9項
処分の概要	工作物等の保管、除却等の措置費用の原因者への負担命令
法令の定め	第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。
処分基準	過去において、処分実績がないことから設定しない。
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第28条第4項
処分の概要	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令
法令の定め	第28条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。 4 公園管理者は、第1項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
処分基準	過去において、処分実績がないことから設定しない。
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第33条第4項
処分の概要	公園予定区域又は予定公園施設における原状回復等の措置の指示等
法令の定め	都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、～(中略)～第6条から第12条まで、第13条、第14条、～(中略)～第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域(以下「公園予定区域」という。)又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。
処分基準	別紙
処分担当課	別表 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	同上 (電話番号: )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

## 別紙

### 都市公園法の不利益処分に係る処分基準

北海道立都市公園（以下「公園」という。）において、都市公園法第5条第1項に規定する設置許可、管理許可及び都市公園法第6条の占用許可の期間が満了したとき又は廃止したときの、原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示の基準は、次のとおり。

なお、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設に係る準用についても、同様とする。

- 1 公園施設の設置、管理又は公園の占用を廃止するときは、許可を受けた者が当該許可期間の満了前に、北海道立都市公園条例施行規則第5条第2号に規定する別記第9号様式（「廃止届」）を公園管理者に提出しなければならない。

その場合、公園管理者は原状に回復するか、原状に回復することが不適當な場合かを判断し、許可を受けた者に廃止に必要な指示を与えることができる。

- 2 公園施設の設置、管理又は公園の占用の許可を受けた者が、公園管理者に廃止の意思表示を行わず、許可の内容又は条件に違反して管理を怠る状態が相当期間継続した場合は、公園管理者の判断により設置、管理又は占用を廃止したものとみなすことができる。

- 3 公園管理者は設置、管理又は占用の許可を受けた者の廃止の意志を知った場合は、許可又は許可の条件によって、公園の原状回復以外に公園の管理の適正を期すため必要な場合は、一定期間前に一定の義務の履行を通知により指示することができる。

法令名	北海道立都市公園条例
根拠条項	第6条の4第1項
処分の概要	利用の承認の取消し等（北海道立真駒内公園及び北海道立野幌総合運動公園）
法令の定め	<p>第6条の4 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項本文の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項本文又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第6条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により付された条件に違反したとき。</p>
処分基準	<p>別紙「真駒内競技場利用規程」第10条及び「野幌総合運動公園施設利用規程」第10条による。</p> <p>「真駒内競技場利用規程」第10条の（5）（公益を害する恐れがあると認められるとき）の例</p> <p>「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき」</p> <p>管理規則第7条第1項、第2項及び別紙「野幌総合運動公園施設利用規程」第10条による。</p> <p>「野幌総合運動公園施設利用規程」第10条の（5）（公益を害する恐れがあると認められるとき）の例</p> <p>「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき」</p>
処分担当課	(一財)北海道体育文化協会 (電話番号： 011-581-1963 )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

## 真 駒 内 競 技 場 利 用 規 程

(趣旨)

第1条 真駒内屋内競技場及び屋外競技場（以下「競技場」という。）の利用については、北海道立都市公園条例、北海道立真駒内公園管理規則（以下「管理規則」という。）及び北海道立真駒内公園の管理に関する協定書・要求水準書のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(利用承認の範囲)

第2条 利用承認の行事は、次のとおりとする。

(1) 競技場

- ア アマチュアスポーツに係わる競技会、練習会又は個人練習
- イ 生活文化の向上に係わる研修会、講演会、その他の集会
- ウ 生活文化の向上に係わる展示会
- エ その他の催し物
- オ 観 覧

(2) 会議室及び施設設備

競技場を利用する者又は会議等に利用する者に承認する。

(3) 特別応接室

特別応接室の利用については、その利用目的を十分配慮のうえ、承認するものとする。

(利用を承認しない行事)

第3条 競技場（前条の（2）・（3）の利用含む。）の利用を承認しない行事は、次のとおりとする。

- (1) 社会の公安を害し、又は風俗を乱すおそれのある行事
- (2) 競技場の利用者若しくは都市公園の利用者の利用者又はその他地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事
- (3) 重量物の搬入を伴う行事又はフローリングを傷つける恐れのある行事
- (4) 全部利用されている期間中の観覧及びトレーニング（主催者が認めた場合は除く。）
- (5) その他競技場の正常な管理運営ができない恐れがある行事

(全部利用の申込書の受付及び承認)

第4条 全部利用の申込書の受付及び承認の時期は、原則として次による。

- (1) 全部利用の申込書の受付 利用する日の12ヶ月前から
- (2) 全部利用の承認 利用する日の10ヶ月前から
- 2 会議室等又は施設設備のみの利用申込みについては、その都度受付する。
- 3 競技場の全部又は会議室等、施設設備の利用の承認を受けようとする者から、次に掲げる書類を利用申込書（管理規則に定める様式）に添付して提出を受けるものとする。
  - (1) ①行事計画書・②利用予定期間（別記 第1号①②様式）
  - (2) 仮設物、照明、放送、電力設備等の具体的な設備の方法（図面添付）
  - (3) 舞台、吊物、暖房、看板、チラシ、ポスター等の計画書
  - (4) 会議室等及び施設設備を併せて利用する場合は施設設備利用申込書（別記 第2号様式）
- 4 会議室等又は施設設備のみを利用しようとする者からは、前項（4）に定める施設設備等利用申込書により申し込みを受けるものとする。
- 5 競技場の全部利用について利用承認を決定した場合は、利用承認書（管理規則に定める様式）を交付するものとする。
- 6 利用承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更承認申請書（管理規則に定める様式）を提出し、承認を受けさせなければならない。
- 7 利用承認を受けた者が、利用の取り止め又は利用期間を短縮利用するときは、利用中止（期間短

縮) 申出書(管理規則に定める様式)を提出し、承認を受けさせなければならない。

8 利用申込書により選考した結果、不承認と決定した場合は、不承認通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(利用料の納付)

第5条 全部利用、会議室及び施設設備の利用料は、(利用料金)請求書(別記第4号様式)に基づき、原則として利用承認書を交付の際、現金をもって又は銀行振り込みにより納付させるものとする。

2 既納の利用料の払戻しはしないものとする。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になったときは、この限りでない。

(電気料等の実費徴収)

第6条 特別に使用する電気・水道・ガス等の料金、塵芥処理手数料及びコピーの使用料は、別に実費を徴するものとする。

(一部利用)

第7条 競技場の一部利用については、利用料と引き換えにコート利用券(財団法人北海道体育文化協会利用料金徴収事務取扱要領に定める様式。以下本条中の各種利用券同じ)、トレーニング場利用券(個人、定期、団体)、スケート滑走券(個人、回数券、団体)、個人利用券、回数利用券又は個人観覧券及び公園内駐車場利用については(有料日と定めた日のみ)駐車場利用券を交付しなければならない。ただし、規則により利用料の免除を受けた者については、無料観覧券又は無料利用券等を交付するものとする。

(利用期間及び回数の制限)

第8条 競技場を継続して利用する期間は、原則として次のとおりとする。ただし、アマチュアのスポーツ競技会および練習会についてはこの限りでない。

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 生活文化の向上に関わる研修会、講演会その他務集会 | 5日以内 |
| (2) 生活文化の向上に関わる展示会           | 5日以内 |
| (3) その他の行事                   | 3日以内 |

2 他に利用者がない場合で理事長が特に認めたときは、前項各号に掲げる期間を超えて利用させることができる。

3 興行等の行事における1日の開催回数は、2回以内とする。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(承認条件)

第9条 競技場の利用について承認を受けた者には、利用承認書に添付する①承認条件・②組立式舞台及び照明懸架装置並びに組立式客席段差装置の設置に当たっての留意示項・③トラス等使用届出書(別記第5号①②③様式)を遵守させなければならない。

(利用承認の取消し)

第10条 利用者が、次の各号の一に該当するとき又は競技場の利用目的若しくは方法が第3条各項の一に該当するときは、競技場の利用の全部若しくは一部を取消し又は利用の方法を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) 承認の条件に違反したとき。
- (2) 条例・規則・協定書等又は指示に違反したとき。
- (3) 承認された利用目的以外に競技場を利用しようとするとき。
- (4) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させようとするとき。
- (5) 公益を害する恐れがあると認められるとき。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

# 野幌総合運動公園施設利用規程

(趣旨)

第1条 野幌総合運動公園運動施設（以下「運動施設」という。）の利用については、北海道立都市公園条例、北海道立野幌総合運動公園管理規則（以下「管理規則」という。）及び北海道立野幌総合運動公園の管理に関する協定書・要求水準書のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(利用承認の範囲)

第2条 利用承認の範囲は、次のとおりとする。

- 1 スポーツの各種大会、競技会、練習会その他個人練習
- 2 研修会、講習会、その他の催し物

(利用を承認しない行事)

第3条 運動施設の利用を承認しない行事は、次のとおりとする。

- (1) 社会の公安を害し、又は風俗を乱す恐れのある行事
- (2) 運動施設及び運動公園の利用者又はその他地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事
- (3) 重量物の搬入を伴う行事又は施設設備を傷つける恐れがある行事
- (4) その他運動施設の正常な管理運営ができない恐れがある行事

(全部利用の申し込及び承認)

第4条 運動施設の全部利用の申し込み及び承認の時期は、原則として次による。

- 1 原則として、当該年度に係わる調整会議後の申込書の受付・承認とする。  
前記調整会議後における申込書の受付・承認は次のとおりとする。

申 込 書 の 受 付	承 認
利用する日の5月前から	利用する日の4月前から

- 2 ただし、調整会議においての使用承認の順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) スポーツに係わる競技会、練習会等
  - ア 国際大会又は全国大会
  - イ 都道府県ブロック大会
  - ウ 全道大会
  - エ スポーツ団体の行う大会又は練習会
  - オ 地域、職場の大会又は練習会

- (2) 官公署、その他これに準ずる公共的団体が、公益のために行う行事
- (3) 研修会、講習会、その他適当と認める催し物

- 3 運動施設の全部利用の承認を受けようとする者から、次に掲げる書類を利用申込書（管理規則に定める様式）に添付して受け付けるものとする。

- (1) 行事計画書（別記第1号様式）
- (2) 仮設物、照明、放送、電力設備等の具体的な設備の方法（図面添付）
- (3) 舞台、吊物、暖房、看板、チラシ、ポスター等の計画書
- (4) 研修室を利用しようとする者からは、前記(1)に定める行事計画書により申込みを受ける

ものとする。

- 4 運動施設の全部利用の承認を決定した場合は、利用承認書（管理規則に定める様式）を交付するものとする。
- 5 利用承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更承認申請書（管理規則に定める様式）を提出し、承認を受けさせなければならない。
- 6 利用承認を受けた者が、利用の取りやめ又は利用期間を短縮利用するときは、利用中止（期間短縮）申出書（管理規則に定める様式）を提出し値承認を受けさせなければならない。
- 7 利用申込書により選考した結果、不承認と決定した場合は、不承認通知書（別記 第2号様式）により通知するものとする。

（利用料の納付）

第5条 全部利用の利用料の徴収は、請求書（別記 第3号様式）に基づき利用承認書の交付の際、現金を盛って又は銀行振り込みにより納付させるものとする。

（電気料金等の実費徴収）

第6条 特別に使用する電気・水道・ガス等の料金、塵芥処理手数料及びコピーの使用料は、別に実費を徴するものとする。

（一部利用）

第7条 運動施設の一部利用については、利用料と引き換えにコート利用券（財団法人 北海道体育文化協会利用料金徴収事務取扱要領に定める様式。以下本文中の各種利用券同じ）、個人利用券、回数利用券を交付しなければならない。ただし、規則により利用料金の免除を受けた者については、無料利用券を交付しなければならない。

（利用期間の制限）

第8条 運動施設を継続して利用できる期間は、原則として5日以内とする。ただし、理事長が必要と認めたときは期間を超えて利用させることができる。

（承認条件）

第9条 運動施設の利用については承認を受けた者には、利用承認書に添付する承認の条件（別記第4号様式）の条件を遵守させなければならない。

（利用承認の取消し）

第10条 利用者が継ぎの各号の一に該当するとき、又は運動施設の利用目的、方法が第3条各項の一に該当するときは、運動施設の利用の全部若しくは一部を取消し、又は利用の制限、あるいは利用を停止することができる。

- (1) 承認の条件に違反したとき。
- (2) 条例・規則・協定書等又は指示に違反したとき。
- (3) 承認された利用目的以外に利用しようとするとき。
- (4) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させようとするとき。
- (5) 公益を害する恐れがあると認められるとき。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

法令名	北海道立都市公園条例
根拠条項	第6条の4第1項
処分の概要	利用の承認の取消し等（北海道子どもの国、オホーツク公園、宗谷ふれあい公園、ゆめの森公園、十勝エコロジーパーク、サンピラーパーク、オホーツク流水公園）
法令の定め	<p>第6条の4 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項本文の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項本文又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第6条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により付された条件に違反したとき。</p>
処分基準	<p>北海道立都市公園条例第5条に都市公園における禁止行為の規定があり、本規定内容に沿って、該当事例があれば利用の取り消しを行うこととなるため、新たに審査基準を設ける必要がない。</p> <p>第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公園施設であって道の設置するものを損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。</p> <p>(6) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。</p> <p>(8) 指定された場所以外の場所に、車両を乗り入れ、又は駐車させること。</p> <p>(9) 公園施設であって道の設置するものをその用途外に使用すること。</p>
処分担当課	別紙のとおり (電話番号： )
問い合わせ先	別紙のとおり (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsaki_jyunntou.htm</a>

## 別紙

公園	処分担当課 (指定管理者)	問い合わせ先	電話番号
真駒内公園	(一財)北海道体育文化協会	同左	011-581-1963
野幌総合運動公園	(一財)北海道体育文化協会	同左	011-384-2166
子どもの国	(一財)北海道子どもの国協会	同左	0125-53-3319
オホーツク公園	(一財)北方文化振興協会	同左	0152-45-2277
宗谷ふれあい公園	(株)稚内振興公社	同左	0162-27-2177
ゆめの森公園	(株)中標津都市施設管理センター	同左	0153-72-0471
十勝エコロジーパーク	(一財)十勝エコロジーパーク財団	同左	0155-32-6780
サンプラーパーク	(株)名寄振興公社	同左	01654-3-9826
オホーツク流氷公園	緑と観光のジョイグループ	同左	0158-27-4560

別表 道立都市公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室管理課一覧

公 園	処分担当課	電 話
真駒内公園	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室維持管理課	011-561-0416
子どもの国		
野幌総合運動公園		
オホーツク公園	オホーツク総合振興局 網走建設管理部用地管理室維持管理課	0152-41-0727
オホーツク流水公園		
宗谷ふれあい公園	宗谷総合振興局 稚内建設管理部用地管理室維持管理課	0162-33-2905
ゆめの森公園	釧路総合振興局 釧路建設管理部用地管理室維持管理課	0154-23-0564
十勝エコロジーパーク	十勝総合振興局 帯広建設管理部用地管理室維持管理課	0155-27-8718
道南四季の杜公園	渡島総合振興局 函館建設管理部用地管理室維持管理課	0138-47-9634
噴火湾パノラマパーク		
サンピラーパーク	上川総合振興局 旭川建設管理部用地管理室維持管理課	0166-46-4957

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第11条の3第3項
処分の概要	水洗便所への改造義務命令
法令の定め	<p>下水処理区域内において、くみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。</p> <p>公共下水道管理者は、この規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。</p> <p>ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難である場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p>
処分基準	<p>下水道法第11条の3第3項ただし書きに次のとおり例外規定が定められている。</p> <p>①建築物が近く除却又は移転される予定であること</p> <p>②水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難であること</p> <p>北海道が所管する公共下水道（石狩湾新港地域特定公共下水道）は、工業地域として事業者が土地を分譲している石狩湾新港地域の特定公共下水道である。</p> <p>この地域の公共下水道使用者は事業者であることから、操業開始の段階で排水設備が整備されていない事例は想定されない。</p> <p>なお、石狩湾新港地域には一部、特定公共下水道の処理区域となる以前から存在する事業者の建物があり、下水道法に定める上記例外規定に該当とする場合があるが、過去の処分実績はなく、建築物の除却及び移転、資金調達の困難の度合いについては個々の事例により異なることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第11条の3第4項
処分の概要	水洗便所への改造義務命令
法令の定め	<p>第11条の3第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、第11条の3第3項と同様とする。</p> <p>○第11条の3第1項</p> <p>処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。</p> <p>○第11条の3第3項</p> <p>公共下水道管理者は、この規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。</p> <p>ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難である場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p>
処分基準	<p>下水道法第11条の3第4項も第11条の3第3項のただし書き次のとおり例外規定が適用となる。</p> <p>(1) 建築物が近く除却又は移転される予定であること</p> <p>(2) 水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難であること</p> <p>北海道が所管する公共下水道（石狩湾新港地域特定公共下水道）は、工業地域として事業者が土地を分譲している石狩湾新港地域の特定公共下水道である。</p> <p>この地域の公共下水道使用者は事業者であることから、操業開始の段階で排水設備が整備されていない事例は想定されない。</p> <p>なお、石狩湾新港地域には一部、特定公共下水道の処理区域となる以前から存在する事業者の建物があり、下水道法に定める上記例外規定に該当とする場合があるが、過去の処分実績はなく、建築物の除却及び移転、資金調達の困難の度合いについては個々の事例により異なることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表 2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第12条の5
処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等
法令の定め	<p>公共下水道管理者は、下水道法第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排除される汚水の処理の方法に関する計画の変更又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命じることができる。</p> <p>○第12条の3第1項 特定施設の設置の届出</p> <p>○第12条の4 第12条の3第1項により設置の届出をした特定施設の構造等の変更の届出</p>
処分基準	<p>公共下水道管理者は、設置の届出又は構造等の変更の届出のあった特定施設から排出される下水の水質が、政令又は条例で定める基準に適合しない場合、計画変更又は廃止を命じる処分ができる。</p> <p>条例で定める基準については、下水道法施行令第9条の5に定める特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質基準を定める条例の基準を限度として、北海道公共下水道条例において規定している。</p> <p>よって、処分の対象となる水質基準は政令及び政令に基づく条例の定めに尽くされているので、新たに処分基準を設ける必要はない。</p>
処分担当課	札幌建設管理部当別出張所 (電話番号：0133-23-2220)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第18条
処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令
法令の定め	公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
処分基準	<p>(1) 「損傷した行為」とは、故意又は過失を問わず、結果として公共下水道の施設を損傷した行為。</p> <p>(2) 「必要を生じた限度」とは、当該必要が生じた時点における下水道施設の機能の回復を限度とする。</p> <p>(3) 「一部負担」については、機能回復工事とともに、施設の耐用年数等の延長を図る工事を併せて実施する場合（施設改良工事）は、施設改良工事の部分は必要を生じた限度を超えるものであり、その費用は本条による損傷者の負担の対象となし得ない。</p> <p>施設損傷者の負担に係る処分基準としては、法令及び国が示す上記の法令解釈で十分であり、また、過去の処分実績はない。</p> <p>施設損傷の内容については、個々の事例により異なることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416 )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表 2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第18条の2
処分の概要	汚濁原因者への費用負担命令
法令の定め	公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律第62条第1項の規定により、特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者に、当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
処分基準	<p>公共下水道管理者は水質汚濁防止法施行令により特定施設の設置者に該当し、第1次的に特定賦課金を納付する義務を負うことになるが、公共下水道管理者は、水銀、カドミウム等の有害な物質を製造し、又は使用して公共用水域に排出するものではなく、また現在採用されている下水処理法では、これらの物質を処理することは予定されていないので、有害物質を排出した特定事業場に対し疾病に影響を与えた限度内において適正な負担を課することとしたのが本条の規定である。</p> <p>有害物質が公共水域に流出した場合の公共下水道管理者の責めに期すべき事由があるときは、その責任の度合いを参酌して定めることとしているが、過去に処分実績はなく、また、有害物質による水質汚濁事故の内容については、個々の事例により異なることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第19条
処分の概要	改築工事原因者への費用負担命令
法令の定め	公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。
処分基準	本条による工事負担金は、 (1) 排水設備を公共下水道に接続する箇所において当該排水設備の能力が公共下水道の排水施設の計画汚水水量の 5 分の 1 以上となること。 (2) その排水設備により公共下水道の改築が必要となること。 の二つの要件に該当する場合に課し得るものであり、また、「必要を生じた限度」とは、当該必要が生じた時点における下水道施設（排水施設）の能力確保に要する改築を限度するとされている。 よって、排水設備を設ける者の経費の負担基準については、法令及び国の上記の法令解釈で十分であるため、新たに基準を設ける必要はない。
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416 )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakiyunntou.htm</a>

(別表 2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第25条の18
処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等（流域下水道）
法令の定め	<p>下水道法第12条の5は、流域下水道に準用する。</p> <p>○下水道法第12条の5</p> <p>公共下水道管理者は、下水道法第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排除される汚水の処理の方法に関する計画の変更又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命じることができる。</p> <p>○第12条の3第1項</p> <p>特定施設の設置の届出</p> <p>○第12条の4</p> <p>第12条の3第1項により設置の届出をした特定施設の構造等の変更の届出</p>
処分基準	<p>流域下水道に流入する関連公共下水道に下水を排除している特定施設の水質基準については、下水道法第12条の5の規定を準用する。</p> <p>よって、設置の届出又は構造等の変更の届出のあった特定施設から排出される下水の水質が、政令又は条例で定める基準に適合しない場合、計画変更又は廃止を命じる処分は、関連公共下水道管理者が行う。</p> <p>条例で定める水質基準については、下水道法施行令第9条の5に定める特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質基準を定める関連公共下水道構成市町の条例の基準により規定している。</p> <p>よって、処分の対象となる水質基準は政令及び政令に基づく条例の定め尽くされているので、新たに基準を設ける必要はない。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩川流域下水道 函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道 帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第25条の18
処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令（流域下水道）
法令の定め	下水道法第18条は、流域下水道に準用する。 ○下水道法第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
処分基準	(1) 「損傷した行為」とは、故意又は過失を問わず、結果として流域下水道の施設を損傷した行為。 (2) 「必要を生じた限度」とは、当該必要が生じた時点における下水道施設の機能の回復を限度する。 (3) 「一部負担」については、機能回復工事とともに、施設の耐用年数等の延長を図る工事を併せて実施する場合（施設改良工事）は、施設改良工事の部分は必要を生じた限度を超えるものであり、その費用は本条による損傷者の負担の対象となし得ない。 施設損傷者の負担に係る処分基準としては、法令及び国が示す上記の法令解釈で十分であり、また、過去の処分実績はない。 施設損傷の内容については、個々の事例により異なることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩川流域下水道 函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道 帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第25条の18
処分の概要	汚濁原因者への費用負担命令（流域下水道）
法令の定め	<p>下水道法第18条の2は、流域下水道に準用する。</p> <p>○下水道法第18条の2</p> <p>公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律第62条第1項の規定により、特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>
処分基準	<p>流域下水道管理者は水質汚濁防止法施行令により特定施設の設置者に該当し、第1次的に特定賦課金を納付する義務を負うことになるが、流域下水道管理者は、水銀、カドミウム等の有害な物質を製造し、又は使用して公共水域に排出するものではなく、また現在採用されている下水処理法では、これらの物質を処理することは予定されていないので、有害物質を排出した特定事業場に対し疾病に影響を与えた限度内において適正な負担を課することとしたのが本条の規定である。</p> <p>有害物質が公共水域に流出した場合の公共下水道管理者の責めに期すべき事由があるときは、その責任の度合いを参酌して定めることとしているが、過去に処分実績はなく、また、有害物質による水質汚濁事故の内容については、個々の事例により異なることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩川流域下水道 函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道 帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第37条の2
処分の概要	下水の排除の停止命令等
法令の定め	公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項（第25条の10で準用する場合も含む。）の政令で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命じることができる。
処分基準	<p>本条は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から排除とされる下水の水質が政令又は条例で定める基準にしないおそれがあると認めるときは、特定施設の構造等の改善等を命じることができる旨規定したものである。</p> <p>条例で定める基準については、下水道法施行令第9条の5に定める特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質基準を定める条例の基準により、公共下水道については北海道公共下水道条例で、流域下水道については関連公共下水道構成市町の条例に規定している。</p> <p>なお、同施行令第9条の5により、条例で定める基準は同施行令第9条の5に定める基準より厳しいものではあってはならないことから、処分基準は法令の定め尽くされており、新たに基準を設ける必要はない。</p>
処分担当課	<p>札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩湾新港下水道 ～石狩川流域下水道</p> <p>函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道</p> <p>帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道</p>
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第38条第1項
処分の概要	許可等の取消、工事中止命令等
法令の定め	<p>公共下水道管理者、流域下水道管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によって許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この法律（下水道法第11条の3第1項の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</li><li>2 この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者</li><li>3 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</li></ol>
処分基準	<p>本条は、公共下水道、流域下水道の公共性にかんがみ、その管理の適正を確保するため、公共下水道管理者、流域下水道管理者に監督権を付与したものであり、本法の規定等に違反した者があった場合、公益上やむを得ない必要が生じた場合等においては、本法の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができるものとしている。</p> <p>それぞれの処分基準は法令及び条例の定めに尽くされおり、新たに基準を設ける必要はない。</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩湾新港下水道 ～石狩川流域下水道 函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道 帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表 2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第38条第2項
処分の概要	許可等の取消、工事中止命令等
法令の定め	<p>公共下水道管理者、流域下水道管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によって許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共下水道、流域下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</li> <li>2 公共下水道、流域下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</li> <li>3 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</li> </ol>
処分基準	<p>本条は、公共下水道、流域下水道の公共性にかんがみ、その管理の適正を確保するため、公共下水道管理者、流域下水道管理者に監督権を付与したものであり、本法の規定等に違反した者があった場合、公益上やむを得ない必要が生じた場合等においては、本法の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができるものとしている。</p> <p>過去に処分実績もなく、また、第1号「やむを得ない必要が生じた場合」、第2号「保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合」、第3号「管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合」については、個々に事情が異なることから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難である。</p>
処分担当課	<p>札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩湾新港下水道 ～石狩川流域下水道</p> <p>函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道</p> <p>帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道</p>
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

法令名	下水道法
根拠条項	第38条第6項
処分の概要	補償金の原因者に対する負担命令
法令の定め	<p>公共下水道管理者、流域下水道管理者は、第4項の規定による補償の原因となった損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p> <p>○第38条第4項</p> <p>公共下水道管理者、流域下水道管理者は第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>○第38条第2項第1号～第3号</p> <p>3 公共下水道、流域下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
処分基準	<p>本条は、損失補償の原因となった損失が、第38条第2項第3号の規定による監督処分によるものであるときは、補償金を第2項第3号の下水道の「管理上の理由以外の理由」を生じさせた者に負担させることができるという補償義務の転換について規定したものである。この場合でも、まず下水道管理者が損失を受けた者と協議して、補償金を定め、後に監督処分の必要を生じさせた者に負担させて衡平を図るものである。</p> <p>過去に処分実績もなく、また、損失内容が個々の事例により異なるため、あらかじめ処分基準を定めることは困難である。</p>
処分担当課	<p>札幌建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：011-561-0416）～石狩湾新港下水道 ～石狩川流域下水道</p> <p>函館建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0138-47-9630）～函館湾流域下水道</p> <p>帯広建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：0155-27-8718）～十勝川流域下水道</p>
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道公共下水道条例
根拠条項	第27条第1号～第4号
処分の概要	公共下水道敷地等の占用許可の取消し
法令の定め	知事は、次のいずれかに該当するときは、公共下水道敷地等の占用許可を取り消すことができる。 (1) 許占用者が許可申請の内容と異なる占有をしているとき。 (2) 許占用者が許可に当たって付された条件に違反したとき。 (3) 許占用者が占用料を支払わなかったとき。 (4) 公益上やむを得ない理由により占有物件を撤去する必要があるとき。
処分基準	当該規定制定から間もないことからこれまで処分実績がない上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものでありあらかじめ具体的な基準を定めることが困難であることから、処分基準は設定していない。
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416 )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>